

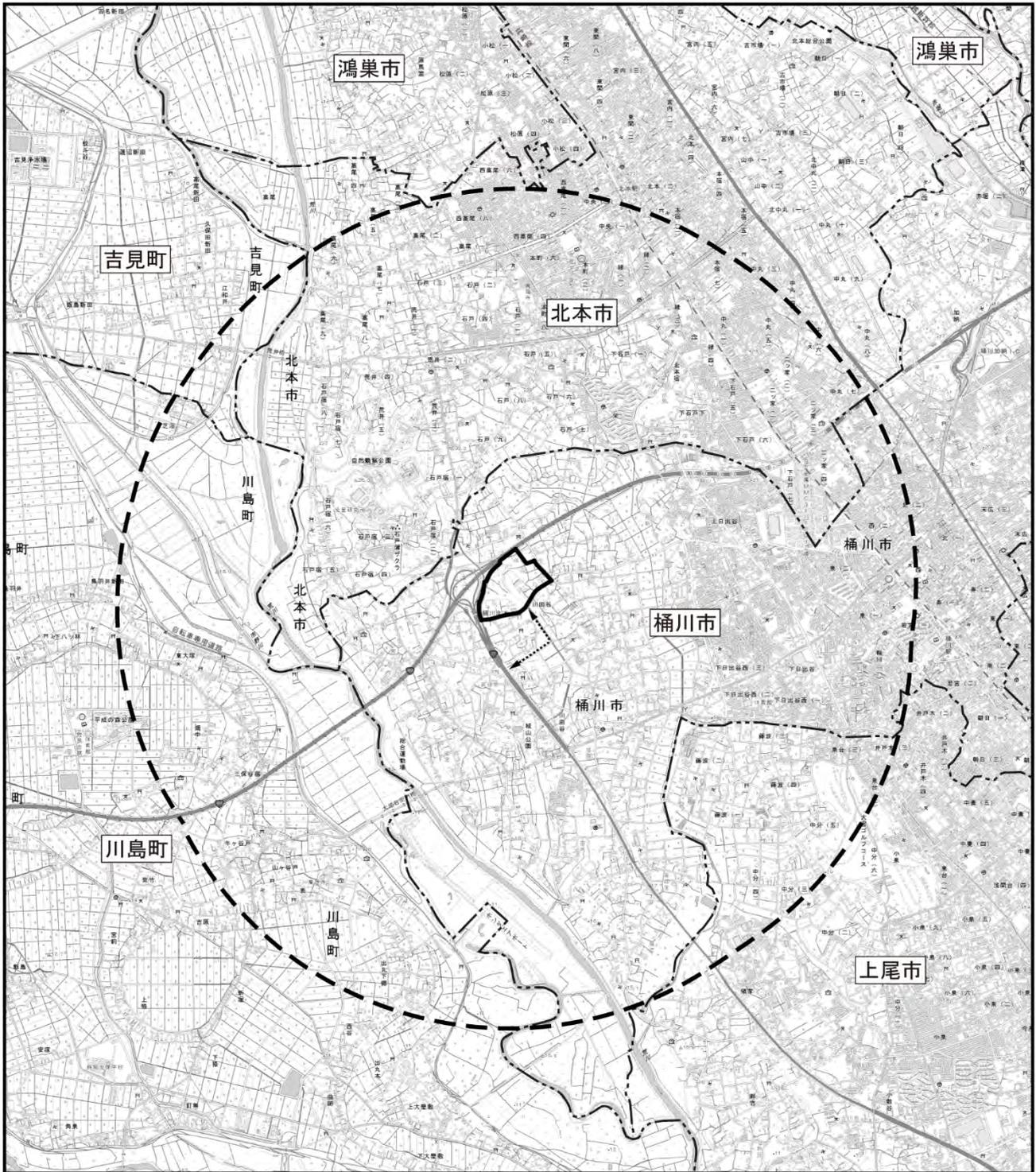
第5章 地域の概況

第5章 地域の概況

計画地周辺の地域の概況は、令和4年4月までに公表されている既存資料等を収集・整理することにより、地域の特性を把握した。

既存資料の調査対象範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地及びアクセス道路の外周より3km内とし(図5-1参照)、既存資料の収集は、桶川市、鴻巣市、上尾市、北本市、川島町及び吉見町の4市2町(以下「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

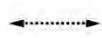
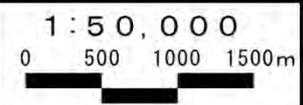
-  計画地
-  アクセス道路
-  市町界
-  計画地及びアクセス道路の境界から3km

図 5-1 地域概況の調査対象範囲



5.1 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口

関係市町の人口・世帯数等の状況は表 5.1-1 に、人口の推移は図 5.1-1 に示すとおりである。

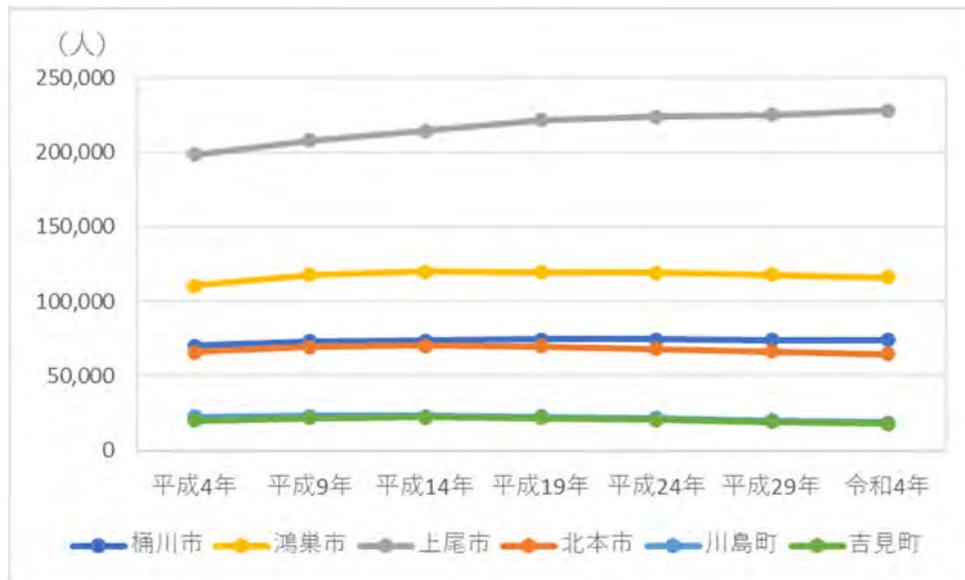
計画地が位置する桶川市における令和 4 年 4 月の人口は 74,235 人であり、平成 4 年からおおむね横ばい傾向である。その他の関係市町における平成 4 年～令和 4 年の人口の推移は、上尾市は増加傾向であり、鴻巣市、北本市、川島町及び吉見町は横ばい傾向となっている。

表 5.1-1 人口・世帯数の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

市町	人口（人）			世帯数 （世帯）	面積 （k m ² ）	人口密度 （人/k m ² ）
	男	女	総数			
桶川市	36,565	37,670	74,235	31,268	25.35	2,928.4
鴻巣市	57,411	58,964	116,375	48,345	67.44	1,725.6
上尾市	112,704	115,401	228,105	98,975	45.51	5,012.2
北本市	31,931	32,997	64,928	27,879	19.82	3,275.9
川島町	9,584	9,324	18,908	7,273	41.63	454.2
吉見町	8,970	8,851	17,821	6,929	38.64	461.2

資料：「埼玉県推計人口 最新情報」（令和 4 年 4 月閲覧、埼玉県ホームページ）

「第 68 回埼玉県統計年鑑（令和 3 年）」（令和 4 年 1 月、埼玉県総務部統計課）



備考：各年 4 月 1 日現在

鴻巣市の平成 14 年以前の値は、合併前の旧吹上町及び旧川里町を含む。

資料：「埼玉県推計人口（時系列データ）」（令和 4 年 4 月閲覧、埼玉県ホームページ）

図 5.1-1 人口の推移

2) 産業

関係市町の産業別事業所数及び従業者数は、表 5.1-2 に示すとおりである。

従業者の構成比をみると、桶川市では卸売業・小売業の割合が最も高く、次いで運輸業・郵便業、製造業となっている。その他の関係市町は、鴻巣市、上尾市及び北本市は卸売業・小売業、川島町及び吉見町は製造業の割合が最も高い。

表 5.1-2(1) 関係市町の産業大分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

3 部門	大分類	桶川市			鴻巣市			上尾市		
		事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	農業、林業	1	56	0.2	25	279	0.9	9	170	0.3
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	236	1,229	5.1	363	1,757	5.5	615	4,179	6.2
	製造業	188	3,818	15.7	320	7,132	22.2	527	10,163	15.0
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	36	0.1	1	5	0.0	2	110	0.2
	情報通信業	15	149	0.6	16	103	0.3	33	284	0.4
	運輸業、郵便業	80	4,321	17.8	74	1,332	4.2	138	5,136	7.6
	卸売業、小売業	558	5,379	22.2	903	7,773	24.1	1,393	17,058	25.0
	金融業、保険業	35	520	2.1	39	401	1.3	70	962	1.4
	不動産業、物品賃貸業	156	448	1.8	252	626	2.0	552	1,963	2.9
	学術研究、専門・技術サービス業	89	473	1.9	101	305	1.0	253	1,654	2.4
	宿泊業、飲食サービス業	225	1,790	7.4	376	2,610	8.1	754	6,342	9.3
	生活関連サービス業、娯楽業	275	974	4.0	399	1,619	5.1	688	3,673	5.4
	教育、学習支援業	106	734	3.0	151	935	2.9	327	3,057	4.5
	医療、福祉	186	2,812	11.6	314	4,995	15.6	583	9,610	14.2
	複合サービス事業	6	45	0.2	18	378	1.2	20	261	0.4
	サービス業(他に分類されないもの)	95	1,544	6.3	222	1,808	5.6	328	3,293	4.8
	総 数	2,253	24,328	100.0	3,574	32,058	100.0	6,292	67,915	100.0

備考：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

構成比は、就業者数の構成比である。

表中の「—」は皆無または該当なしを示す。

平成 28 年 6 月 1 日現在

資料：「第 68 回埼玉県統計年鑑(令和 3 年)」(令和 4 年 1 月、埼玉県総務部統計課)

表 5.1-2(2) 関係市町の産業大分類別事業所数及び従業者数（平成 28 年）

3 部門	大分類	北本市			川島町			吉見町		
		事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	従業者数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	農業、林業	4	34	0.2	5	40	0.4	6	49	0.7
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	200	1,140	5.8	168	714	6.5	145	637	8.5
	製造業	158	3,806	19.4	189	4,357	39.3	104	2,848	37.7
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	2	5	0.1
	情報通信業	11	33	0.2	5	8	0.1	2	2	0.0
	運輸業、郵便業	23	567	2.9	53	2,085	18.7	25	441	5.9
	卸売業、小売業	475	4,656	23.7	161	1,393	12.6	127	1,887	25.0
	金融業、保険業	27	399	2.0	4	31	0.3	4	17	0.2
	不動産業、物品賃貸業	139	499	2.5	19	109	1.0	14	44	0.6
	学術研究、専門・技術サービス業	70	271	1.4	17	101	0.9	17	148	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	228	2,342	11.9	88	506	4.6	52	250	3.3
	生活関連サービス業、娯楽業	233	1,171	6.0	53	145	1.3	45	249	3.3
	教育、学習支援業	87	645	3.3	20	108	1.0	12	76	1.0
	医療、福祉	200	3,345	17.1	35	661	6.0	37	508	6.7
	複合サービス事業	7	42	0.2	7	59	0.5	8	66	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	95	659	3.4	76	748	6.8	46	309	4.1	
総 数		1,957	19,609	100.0	900	11,065	100.0	646	7,536	100.0

備考：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

構成比は、就業者数の構成比である。

表中の「—」は皆無または該当なしを示す。

平成 28 年 6 月 1 日現在

資料：「第 68 回埼玉県統計年鑑(令和 3 年)」(令和 4 年 1 月、埼玉県総務部統計課)

(2) 土地利用の状況

1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 5.1-3 に示すとおりである。

桶川市の地目別土地利用面積は宅地が最も多く、全体の 43.8% を占めている。次いで、畑が 32.9%、雑種地が 11.3% となっている。その他の関係市町は、上尾市及び北本市では宅地、鴻巣市、川島町及び吉見町では田の割合が最も多くなっている。

表 5.1-3 地目別土地利用面積（令和 2 年）

地目 市町	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
桶川市	面積 (ha)	136.8	593.7	793.5	3.0	64.2	—	10.1	204.9
	構成比 (%)	7.6	32.9	43.8	0.2	3.6	—	0.6	11.3
鴻巣市	面積 (ha)	1,735.5	1,505.1	1,540.3	4.0	24.9	—	18.1	354.9
	構成比 (%)	33.6	29.0	29.7	0.1	0.5	—	0.3	6.8
上尾市	面積 (ha)	60.4	741.0	1,948.3	0.5	128.1	—	9.4	860.7
	構成比 (%)	1.6	19.8	51.9	0.0	3.4	—	0.3	23.0
北本市	面積 (ha)	59.2	491.5	858.4	0.0	69.7	—	1.4	129.4
	構成比 (%)	3.7	30.5	53.4	0.0	4.3	—	0.1	8.0
川島町	面積 (ha)	1,421.5	833.1	557.6	8.2	15.2	—	25.8	109.0
	構成比 (%)	47.8	28.0	18.8	0.3	0.5	—	0.9	3.7
吉見町	面積 (ha)	932.9	839.7	478.3	4.9	179.3	—	54.8	152.5
	構成比 (%)	35.2	31.8	18.1	0.2	6.8	—	2.1	5.8

備考：この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

表中の「—」は皆無または該当なしを示す。

令和 2 年 1 月 1 日現在

資料：「第 68 回埼玉県統計年鑑（令和 3 年）」（令和 4 年 1 月、埼玉県総務部統計課）

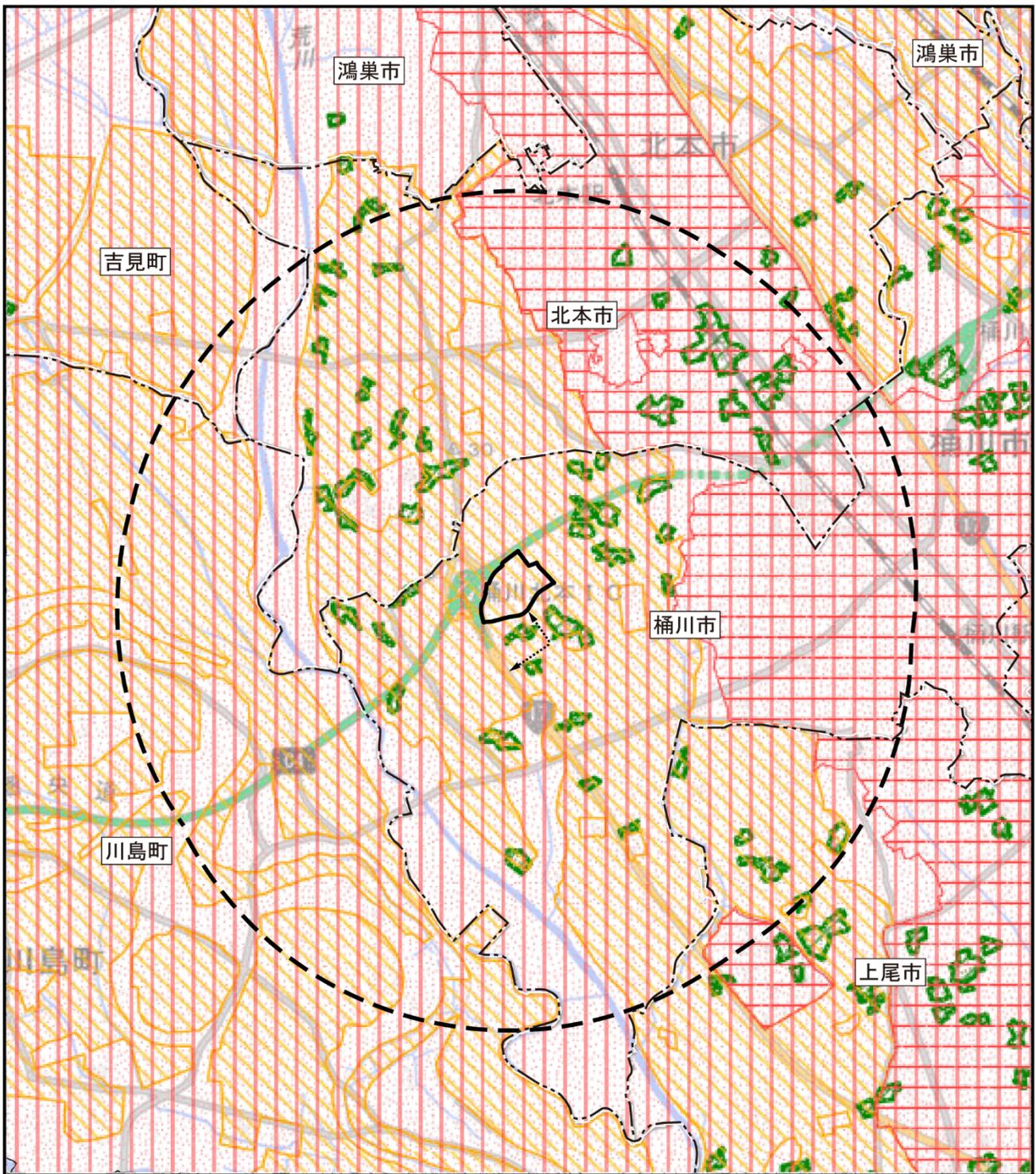
2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺の土地利用基本計画図は、図 5.1-2 に示すとおりである。

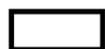
計画地は、全域が市街化調整区域及び農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、東側を除きおおむね市街化調整区域、農用地区域が広がっており、一部に森林地域が点在している。

計画地及び周辺の都市計画図は、図 5.1-3 に示すとおりである。

計画地では、用途地域は指定されていない。



凡 例



計画地



アクセス道路



市町界



計画地及び
アクセス道路の
境界から3km

■ : 都市地域

■ : 市街化区域

■ : 市街化調整区域

■ : その他の用途地域

■ : 農業地域

■ : 農用地区域

■ : 森林地域

■ : 地域森林計画対象民有林

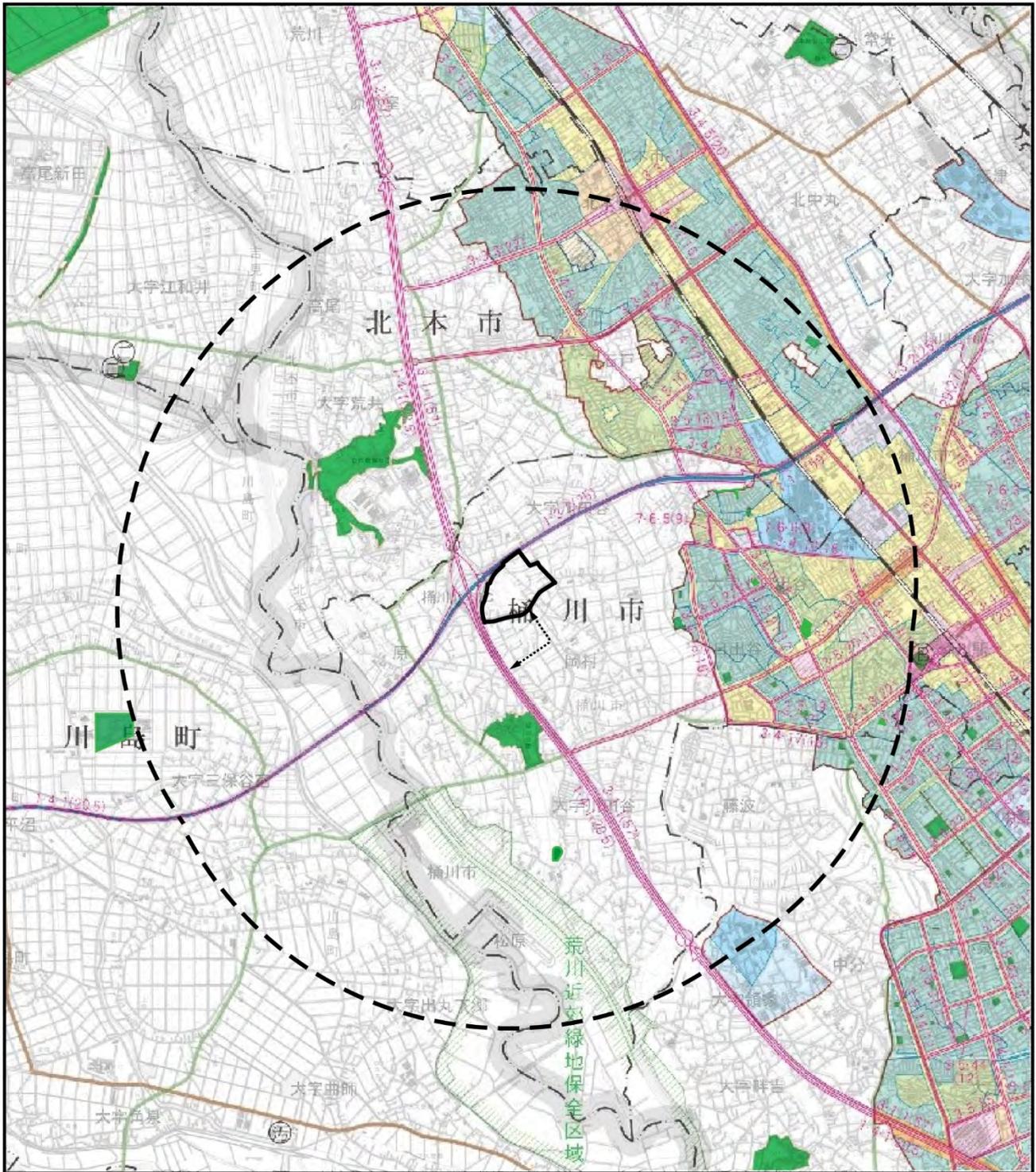
資料：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
(令和4年3月閲覧、国土交通省ホームページ)

図 5.1-2 土地利用基本計画図

1 : 50,000

0 500 1000 1500m

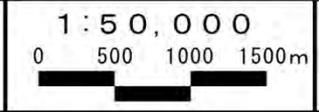




凡例

- | | | | | |
|--------------|---------------------|-----------|---------|------------------------------------|
| 計画地 | 計画地及びアクセス道路の境界から3km | 第一種住居地域 | 地区計画等区域 | 一般国道 |
| アクセス道路 | 第二種住居地域 | 準防火地域 | 主要地方道 | 一般県道 |
| 市町界 | 準住居地域 | 都市計画公園・緑地 | 都市計画道路 | |
| 都市計画区域界 | 近隣商業地域 | 都市計画河川 | ごみ焼却場等 | 資料：「埼玉県都市計画図(2-1)」
(令和2年3月、埼玉県) |
| 第一種低層住居専用地域 | 商業地域 | 都市計画河川 | 汚物処理場 | 「桶川都市計画図」
(令和2年4月、桶川市) |
| 第二種低層住居専用地域 | 準工業地域 | 都市計画河川 | 高速自動車道等 | 「川島町都市計画用途地域図」
(平成24年3月、川島町) |
| 第一種中高層住居専用地域 | 工業地域 | | | |
| 第二種中高層住居専用地域 | 工業専用地域 | | | |

図 5.1-3 都市計画図



(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 河川及び湖沼の分布

計画地及び周辺の河川の分布状況は、図 5.1-4 に示すとおりである。

計画地及び周辺には、計画地の西側を一級河川荒川が南北に、東側を一級河川江川が南北に流れている。江川は、計画地の南で荒川に合流する。また、計画地内から南東方向には石川川が流れており、計画地の南で荒川に合流している。

また、止水域としては、城山公園、北本自然観察公園、荒川沿い及び江川沿いなどに池や沼が存在している。

2) 上水道

関係市町の上水道の状況は、表 5.1-4 に示すとおりである。

計画地が位置する桶川市の水道普及率は、99.6%である。

表 5.1-4 上水道の状況（令和2年度）

市町	行政区域内 総人口(A) (人)	計画給水 人口(B) (人)	現在給水 人口(C) (人)	普及率 (C)/(A) (%)
桶川市	74,723	75,600	74,459	99.6
鴻巣市	116,717	122,234	116,655	99.9
上尾市	227,515	230,000	227,060	99.8
北本市	65,067	69,300	64,772	99.5
川島町	19,266	29,100	19,254	99.9
吉見町	18,032	30,000	18,032	100.0

資料：「埼玉県の水道 令和3年度版（令和2年度水道統計調査資料）」（令和4年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課）

3) 農業用水

「桶川市史 第一巻 通史編」（平成2年3月、桶川市）によると、計画地及び周辺においては、農業用水として江川をはじめとする荒川の支流の水や地下水揚水を利用している。

4) 内水面漁業

計画地及び周辺における内水面漁業の内容は、表 5.1-5 に示すとおりである。

計画地及び周辺に流れている荒川、市野川、江川等には漁業権が設定されている。なお、石川川には漁業権は設定されていない。

表 5.1-5 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚種
荒川、鴨川、江川、市野川、旧荒川（上池、中池、下池）、旧荒川	共第2号	武蔵漁業協同組合、 埼玉南部漁業協同組合	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず

資料：「埼玉の水産／埼玉県共第2号第五種共同漁業権漁場」（令和4年2月閲覧、埼玉県ホームページ）
「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」（令和4年2月閲覧、埼玉県ホームページ）

5) 地下水の利用状況

関係市町の地下水採取量の推移は、表 5.1-6 に示すとおりである。

桶川市の用途別の地下水採取量は、工業用水用が最も多い。推移をみると、平成 29 年～令和元年にかけて減少傾向であったが、令和 2 年には増加に転じた。なお、鴻巣市、上尾市、北本市及び川島町における地下水の用途は、水道用が最も多く、吉見町では工業用が最も多い。

表 5.1-6 地下水採取量の推移

単位：m³/日

市町	用途	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
桶川市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	91.0	114.3	101.3	104.6	93.1
	工業用	1,214.7	1,235.1	1,042.4	763.9	1,002.2
	計	1,305.7	1,349.4	1,143.7	868.5	1,095.3
鴻巣市	水道用	12,340.1	12,873.5	13,968.9	13,388.9	13,182.2
	建築物用	202.2	197.0	185.7	148.0	166.5
	工業用	2,387.9	2,710.8	2,453.3	2,492.8	1,952.6
	計	14,930.2	15,781.3	16,607.9	16,029.7	15,301.3
上尾市	水道用	16,143.8	18,271.9	20,063.5	15,410.9	16,394.7
	建築物用	450.3	451.2	412.0	374.1	462.2
	工業用	6,564.6	6,455.7	6,054.1	5,671.3	5,977.7
	計	23,158.7	25,178.8	26,529.6	21,456.3	22,834.6
北本市	水道用	7,230.2	6,024.1	6,207.6	5,947.0	7,107.1
	建築物用	176.7	166.6	46.7	41.4	38.4
	工業用	157.2	234.2	273.4	325.2	288.7
	計	7,564.1	6,424.9	6,527.7	6,313.6	7,434.2
川島町	水道用	571.5	2,986.2	3,830.3	3,588.5	3,705.1
	建築物用	130.2	95.6	100.6	57.3	60.4
	工業用	248.9	255.7	167.7	294.1	297.1
	計	950.6	3,337.5	4,098.6	3,939.9	4,062.6
吉見町	水道用	0.0	0.3	0.0	0.8	0.0
	建築物用	59.2	55.2	58.1	49.5	0.4
	工業用	185.2	166.2	176.9	82.9	100.0
	計	244.4	221.7	235.0	133.2	100.4

資料：「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和 2 年度観測成果）」（令和 4 年 1 月、埼玉県環境部水環境課）

(4) 交通の状況

1) 主要交通網

計画地及び周辺における交通網の状況は、図 5.1-5 に示すとおりである。

計画地及び周辺では、計画地の北側に隣接して一般国道 468 号（圏央道）が東西に、計画地の西側に隣接して一般国道 17 号（上尾道路）が南北に通っており、圏央道と上尾道路との交差部には、圏央道の桶川北本 IC が設置されている。

このほか、計画地の西側には主要地方道さいたま鴻巣線が、南側には主要地方道川越栗橋線が通っている。

2) 道路交通量

計画地及び周辺の自動車交通量は表 5.1-7 に、自動車交通量調査区間は図 5.1-6 に示すとおりである。

交通量が最も多い川越栗橋線は、昼間 12 時間自動車交通量が合計 21,768 台である。また、計画地北側の一般国道 468 号（圏央道）は 11,125 台、計画地西側の一般国道 17 号（上尾道路）は 5,163 台である。

表 5.1-7(1) 自動車交通量（平成 27 年）

番号	路線名	調査区間		昼間 12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）		
		起点側	終点側	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	一般国道 17 号 (上尾道路)	川越栗橋線	U ターン路	4,094	1,069	5,163	5,113	1,599	6,712
2		U ターン路	一般国道 468 号 (圏央道)	4,094	1,069	5,163	5,113	1,599	6,712
3		一般国道 468 号 (圏央道)	さいたま 鴻巣線	4,094	1,069	5,163	5,113	1,599	6,712
4		さいたま 鴻巣線	さいたま 鴻巣線	4,094	1,069	5,163	5,113	1,599	6,712
5	一般国道 468 号 (圏央道)	一般国道 254 号 川島 IC	川島町・ 桶川市境	7,561	3,564	11,125	9,792	5,551	15,343
6		川島町・ 桶川市境	一般国道 17 号 (上尾道路) 桶川北本 IC	7,561	3,564	11,125	9,792	5,551	15,343
7	川越栗橋線	平沼中老袋 線	日高川島線	9,944	3,253	13,197	13,976	4,240	18,216
8		日高川島線	川島町・ 桶川市境	9,944	3,253	13,197	13,976	4,240	18,216
9		川島町・ 桶川市境	さいたま 鴻巣線	9,944	3,253	13,197	13,976	4,240	18,216
10		さいたま 鴻巣線	一般国道 17 号 (上尾道路)	9,944	3,253	13,197	13,976	4,240	18,216

備考：斜体で示した交通量は推定値。

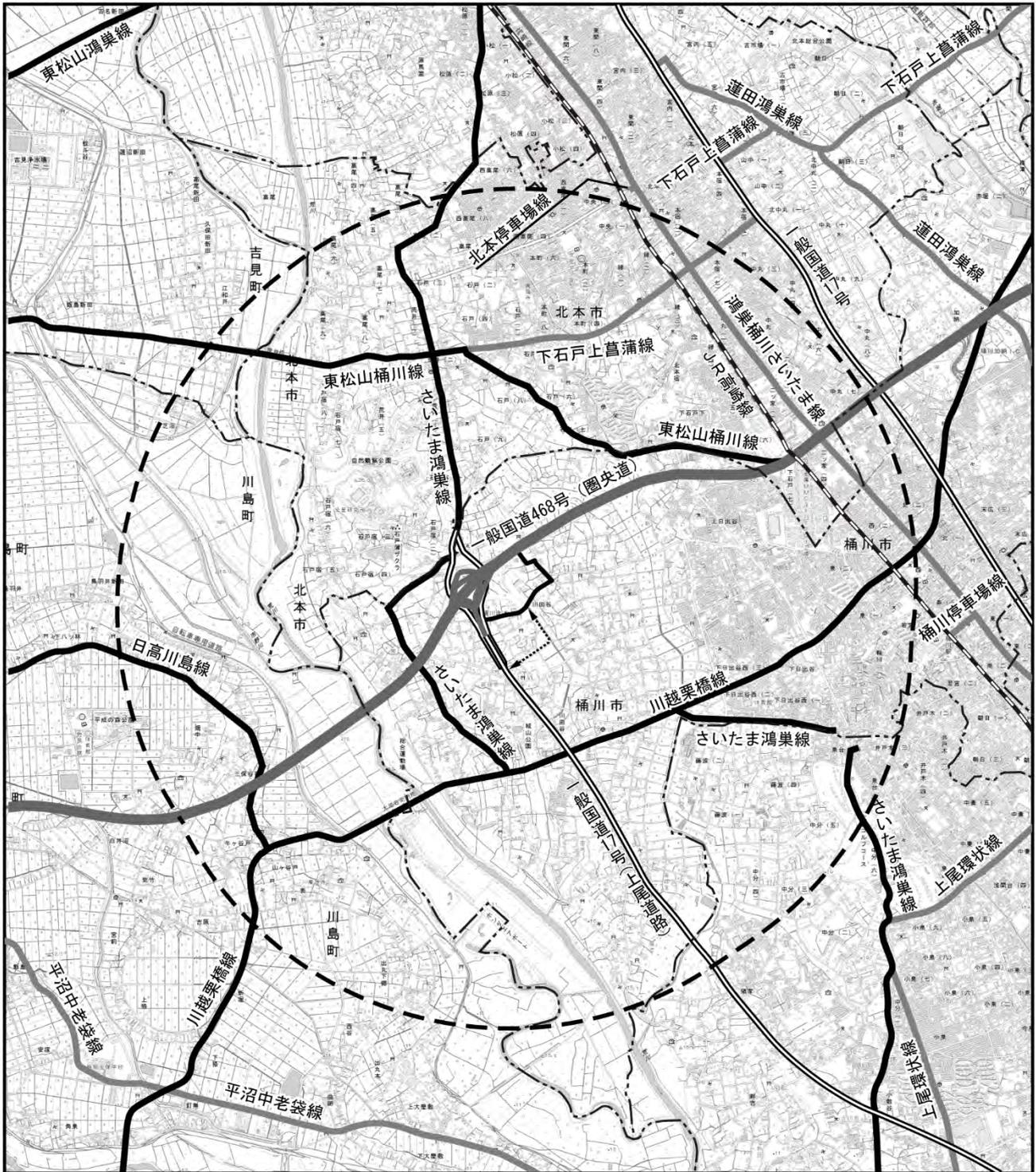
資料：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（令和 4 年 2 月閲覧、国土交通省ホームページ）

表 5.1-7(2) 自動車交通量 (平成 27 年)

番号	路線名	調査区間		昼間 12 時間交通量 (台)			24 時間交通量 (台)		
		起点側	終点側	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
11	川越栗橋線	一般国道 17 号 (上尾道路)	さいたま 鴻巣線	16,827	4,941	21,768	23,245	6,359	29,604
12		さいたま 鴻巣線	鴻巣桶川 さいたま線	16,827	4,941	21,768	23,245	6,359	29,604
13	東松山 桶川線	鴻巣川島線	吉見町・ 北本市境	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
14		吉見町・ 北本市境	さいたま 鴻巣線	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
15		さいたま 鴻巣線	下石戸 上菖蒲線	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
16		下石戸 上菖蒲線	鴻巣桶川 さいたま線	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
17		鴻巣桶川 さいたま線	一般国道 17 号	7,709	2,011	9,720	10,482	2,543	13,025
18	さいたま 鴻巣線	上尾環状線	上尾市・ 桶川市境	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
19		上尾市・ 桶川市境	桶川市・ 上尾市境	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
20		桶川市・ 上尾市境	上尾市・ 桶川市境	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
21		上尾市・ 桶川市境	川越栗橋線	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
22		川越栗橋線	一般国道 17 号 (上尾道路)	3,142	536	3,678	3,968	666	4,634
23		一般国道 17 号 (上尾道路)	東松山 桶川線	3,142	536	3,678	3,968	666	4,634
24		東松山 桶川線	北本市・ 鴻巣市境	3,659	351	4,010	4,718	535	5,253
25		日高川島線	鴻巣川島線	川越栗橋線	4,937	725	5,662	6,339	965
26	鴻巣桶川 さいたま線	北本停車場 線	下石戸 上菖蒲線	8,300	397	8,697	10,657	823	11,480
27		下石戸 上菖蒲線	東松山 桶川線	11,085	503	11,588	14,290	1,122	15,412
28		東松山 桶川線	北本市・ 桶川市境	11,085	503	11,588	14,290	1,122	15,412
29		北本市・ 桶川市境	川越栗橋線	11,085	503	11,588	14,290	1,122	15,412
30	下石戸上 菖蒲線	東松山 桶川線	鴻巣桶川 さいたま線	12,351	2,095	14,446	16,351	2,862	19,213
31		鴻巣桶川 さいたま線	一般国道 17 号	12,351	2,095	14,446	16,351	2,862	19,213

備考：斜体で示した交通量は推定値。

資料：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(令和 4 年 2 月閲覧、国土交通省ホームページ)



この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

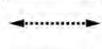
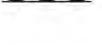
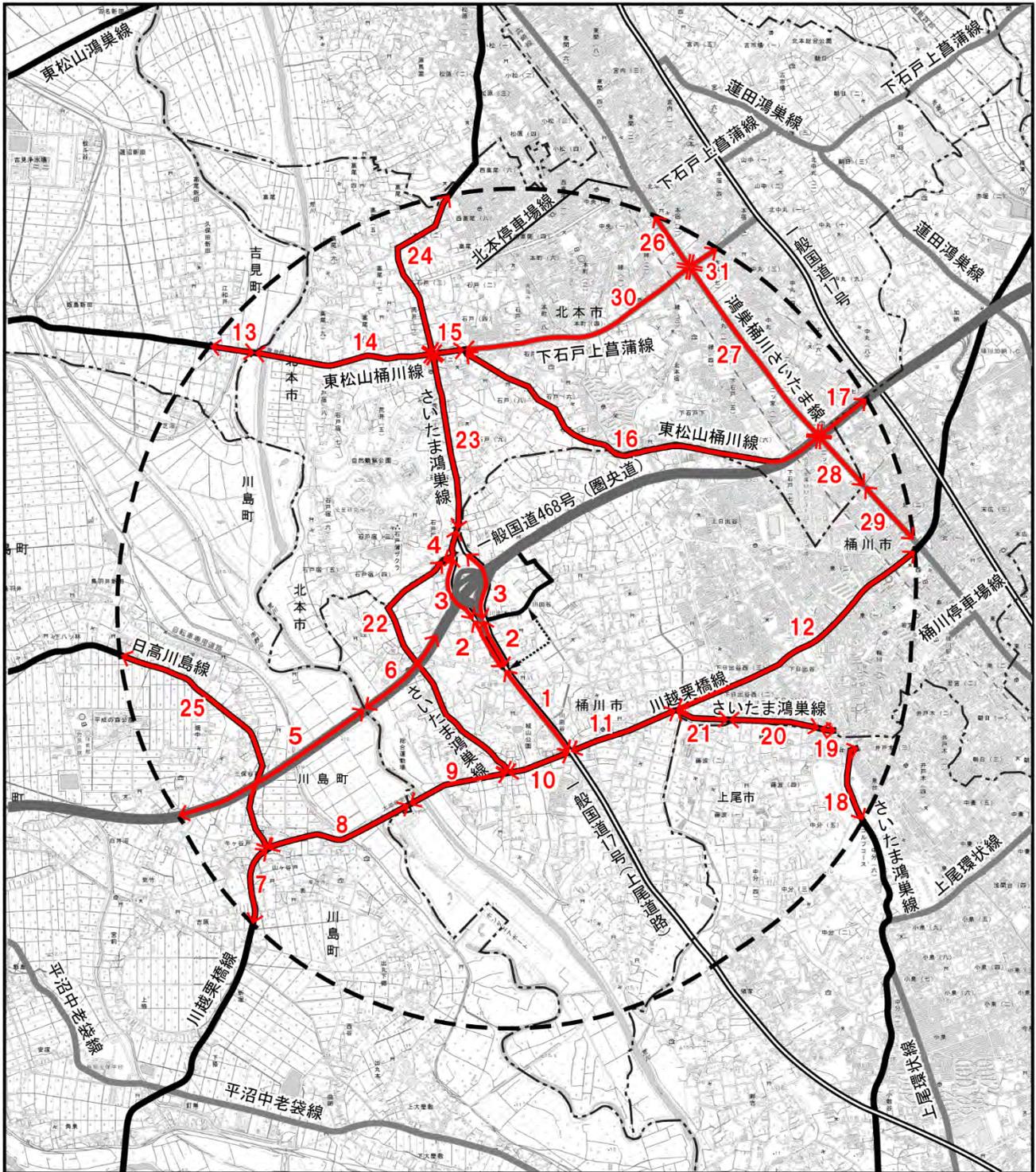
- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---------|
|  | 計画地 |  | 高規格幹線道路 |
|  | アクセス道路 |  | 一般国道 |
|  | 市町界 |  | 主要地方道 |
|  | 計画地及び
アクセス道路
の境界から3km |  | 一般県道 |
| | |  | JR線 |

図 5.1-5 交通網図

1 : 50,000

0 500 1000 1500m





この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例

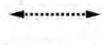
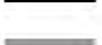
- | | | | |
|---|-----------------------------|---|------------|
|  | 計画地 |  | 自動車交通量調査区間 |
|  | アクセス道路 |  | 高規格幹線道路 |
|  | 市町界 |  | 一般国道 |
|  | 計画地及び
アクセス道路
の境界から3km |  | 主要地方道 |
| | |  | 一般県道 |

図 5.1-6 交通量調査区間

1 : 50,000
0 500 1000 1500m



(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画地及び周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 5.1-8～表 5.1-10 及び図 5.1-7～図 5.1-9 に示すとおりである。

計画地から最も近い施設としては、教育系では計画地の南東側約 400m に「桶川市立川田谷小学校」、福祉系では計画地の南側約 100m に「いなほ保育園」、医療系では計画地の東側約 400m に「医療法人孝仁会 鈴木内科医院」がある。

表 5.1-8 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育・文化）

番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	愛宕幼稚園	桶川市上日出谷南 1-24-12
2		カオル幼稚園	上尾市藤波 4-125
3		北本中央幼稚園	北本市下石戸 1-449
4		いしと幼稚園	北本市荒井 3-57
5		せきね幼稚園	北本市本町 5-34
6	認定こども園 (私立)	認定こども園ひだまり	桶川市川田谷 3821-3
7		認定こども園みなみ絵本のこども園	北本市本町 4-43
8	小学校	桶川市立川田谷小学校	桶川市川田谷 4213
9		桶川市立桶川小学校	桶川市西 1-4-27
10		桶川市立桶川西小学校	桶川市下日出谷 836-1
11		桶川市立日出谷小学校	桶川市上日出谷 885
12		北本市立南小学校	北本市緑 3-387
13		北本市立西小学校	北本市本町 7-3
14		北本市立石戸小学校	北本市荒井 2-320
15		川島町立つばさ北小学校	比企郡川島町畑中 31
16	中学校	桶川市立桶川西中学校	桶川市川田谷 3680-1
17		桶川市立桶川中学校	桶川市泉 1-5-10
18		北本市立北本中学校	北本市本町 1-1-1
19		北本市立西中学校	北本市石戸 9-210
20	高等学校	埼玉県立桶川西高等学校	桶川市川田谷 1531-2
21	専門学校	北里大学看護専門学校	北本市荒井 6-102
22	学習センター	埼玉県自然学習センター	北本市荒井 5-200
23	博物館及び 類似施設	桶川飛行学校平和祈念館	桶川市川田谷 2335-16
24		桶川市歴史民俗資料館	桶川市川田谷 4405-4
25		遠山記念館	比企郡川島町白井沼 675

資料：「埼玉県学校便覧」（令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県教育局ホームページ）
「埼玉県の私立学校一覧」（令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県総務部ホームページ）
「施設一覧」（令和 4 年 3 月閲覧、桶川市ホームページ）
「観光・文化財マップ」（令和 4 年 3 月閲覧、川島町ホームページ）

表 5.1-9 (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

番号	分類	名称	所在地
1	認定保育所	桶川市立鴨川保育所	桶川市下日出谷 88-4
2		桶川市立日出谷保育所	桶川市上日出谷 920-5
3		桶川たんぼぼ保育園	桶川市下日出谷西 1-17-14
4		上尾市立大石保育所	上尾市泉台 2-14-11
5		北本市立中央保育所	北本市本町 3-52
6		北本市立東保育所	北本市本宿 7-80-1
7		北本市立栄保育所	北本市石戸 6-14
8		高尾保育所	北本市高尾 8-180

表 5.1-9 (2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

番号	分類	名称	所在地
9	認定保育所	中丸保育園	北本市二ツ家 2-45
10		みなみの森保育園	北本市緑 3-304
11	小規模保育施設	なのはな保育園	桶川市川田谷 3267
12	事業所内保育施設	埼玉ヤクルト保育園 北本もぐもぐ保育ルーム	北本市本町 4-22-2
13	認可外保育施設	いなほ保育園	桶川市川田谷 4593-10
14		オレンジハウス保育園	北本市荒井 6-10
15	児童館	北本市立児童館	北本市本町 1-111
16	特別養護老人ホーム	はにわの里	桶川市川田谷 7141
17		ナーシングコート	桶川市川田谷 6238
18		サニーホーム	北本市緑 4-104
19		チェリーヒルズ北本	北本市石戸 5-143-1
20		きたもと寿苑	北本市二ツ家 3-113-3
21		永楽園	比企郡川島町表 147-1
22		ひまわり	比企郡川島町山ヶ谷戸 519-1
23	介護老人保健施設	ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1
24		エルサ上尾	上尾市藤波 3-265-1
25		いこいの家	北本市本町 6-232
26		カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿 5-236
27		平成の森	比企郡川島町畑中 478-1
28	軽費老人ホーム(A型)	安らぎの里	桶川市川田谷 7141-1
29	有料老人ホーム	トミオ桶川べにばなテラス	桶川市鴨川 1-8-17
30		ふるさとホーム桶川	桶川市上日出谷 977-1
31		さくらの郷泉台	上尾市泉台 3-21-3
32		みんなの家・北本中丸	北本市中丸 6-214
33		介護付有料老人ホーム グレース北本	北本市下石戸下 511-1
34		有料老人ホーム サニーライフ北本	北本市中央 1-89-2
35		はーとらいふ北本	北本市荒井 3-253-1
36		シルバーコート中丸	北本市中丸 6-181
37		介護付有料老人ホーム 夢眠きたもと	北本市緑 2-231-3
38	児童発達支援センター	桶川市児童発達支援センター いずみの学園	桶川市川田谷 1991-1
39		児童デイサービス太陽 桶川	桶川市下日出谷 928-13
40		特定非営利活動法人 KoKoRo 笑	桶川市下日出谷 17-7
41		わくわくハウス 桶川西校	桶川市若宮 1-6-16
42		上尾市児童発達支援センター つくし学園	上尾市藤波 1-209-1
43		アルコット	上尾市藤波 2-223
44		北本市立児童発達支援センター	北本市高尾 1-176
45		こばんはうすさくら 北本教室	北本市中央 2-95
46	生活介護施設	障害福祉サービス事業所 いずみの家	桶川市川田谷 1991-5
47		ふじ学園	上尾市藤波 1-208
48		大石事業所	上尾市藤波 1-209-2
49		アルコット	上尾市藤波 2-223
50		北本市総合福祉センター	北本市高尾 1-180
51		北本市立ふれあいの家	北本市緑 4-197
52		くじら雲	北本市石戸 5-287-1
53	就労継続支援施設	就労継続支援B型事業所 えがお	桶川市上日出谷南 3-37-1

資料：「認可保育所一覧」（令和4年6月閲覧、埼玉県福祉部ホームページ）

「ここ de サーチ」（令和4年6月閲覧、独立財団法人福祉医療機構ホームページ）

「児童福祉施設」（令和4年6月閲覧、埼玉県福祉部ホームページ）

「高齢者施設名簿・情報」（令和4年6月閲覧、埼玉県福祉部ホームページ）

「障害者福祉施設 指定施設・事業所一覧」（令和4年6月閲覧、埼玉県福祉部ホームページ）

表 5.1-10 (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

番号	分類	名称	所在地
1	病院	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
2		医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	比企郡川島町大字畑中 478-1
3	診療所	ゆう上尾在宅クリニック	桶川市鴨川 1-5-14
4		桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西 3-3-4
5		泉整形外科内科	桶川市泉 1-8-17
6		医療法人社団慈誠会 ようだ眼科医院	桶川市西 1-5-7
7		原田耳鼻咽喉科医院	桶川市若宮 1-7-19
8		医療法人社団誠尚会 桶川おかもと腎クリニック	桶川市下日出谷東 2-14-11
9		上日出谷榎原整形外科	桶川市上日出谷 1167-1
10		栗原クリニック	桶川市鴨川 2-8-4
11		特別養護老人ホーム はにわの里診療所	桶川市川田谷 7141-1
12		医療法人社団愛友会 桶川腎クリニック	桶川市上日出谷 644-1
13		医療法人社団彩虹会 ベニバナ眼科クリニック	桶川市下日出谷東 2-15-1
14		医療法人社団斗花会 ベニバナファミリークリニック	桶川市大字下日出谷 954-5
15		医療法人孝仁会 鈴木内科医院	桶川市川田谷 5828-1
16		軽費老人ホーム 安らぎの里診療所	桶川市川田谷 7141-1
17		岡田整形外科	桶川市北 2-2-1
18		渡辺医院	桶川市若宮 1-6-39
19		医療法人社団徳治会 川田谷クリニック	桶川市川田谷 3560-2
20		特別養護老人ホーム ナーシングコート医務室	桶川市川田谷 6238
21		かばやま眼科医院	桶川市下日出谷西 1-32-1
22		ブラムの里診療所	桶川市川田谷 6222-3
23		上尾ふじなみ診療所	上尾市藤波 3-303-2
24		かわかみこどもクリニック	上尾市藤波 3-188
25		木下産婦人科クリニック	上尾市井戸木 2-27-1
26		北本共済医院	北本市下石戸下 511-1
27		医療法人社団群羊会 南福音診療所	北本市緑 4-148
28		医療法人社団香心会 ニツ家整形外科	北本市ニツ家 2-107
29		林田内科医院	北本市本宿 7-67-3
30		遠井クリニック	北本市北本 1-143
31		医療法人社団二袖会 大友外科整形外科	北本市本町 6-284
32		山田医院	北本市緑 3-289
33		医療法人深井小児科内科医院	北本市荒井 1-95
34		医療法人共立医療会 きたもと内科クリニック	北本市中丸 5-23-1
35		医療法人共立医療会 さくらこどもとおとな診療所	北本市栄 7-1-27
36		医療法人社団群羊会 福音診療所	北本市緑 4-154
37		山崎医院	北本市西高尾 5-233
38		山本内科医院	北本市中央 1-154
39		医療法人北寿会 北本中央クリニック	北本市本町 6-232
40		my CLINIC	北本市石戸 5-158-1
41		青木クリニック	北本市中央 2-59
42		医療法人社団肇医会 高橋皮膚科医院	北本市ニツ家 3-5-2
43		特別養護老人ホーム きたもと寿苑医務室	北本市ニツ家 3-113-3
44		いなぎentクリニック	北本市本町 4-20-1
45		けやきクリニック	北本市中央 2-89
46		吉田医院	北本市中央 1-70
47		特別養護老人ホーム チェリーヒルズ北本	北本市石戸 5-143-1
48		サニーホーム診療所	北本市緑 4-104
49		北本心ノ診療所	北本市中央 2-78
50		さとうクリニック	北本市ニツ家 1-374
51	天地クリニック	北本市ニツ家 4-47-4	
52	特別養護老人ホーム 永楽園診療所	比企郡川島町表 147-1	
53	特別養護老人ホーム ひまわり診療所	比企郡川島町山ヶ谷戸 519-1	
54	歯科医院	野本歯科医院	桶川市若宮 1-7-3

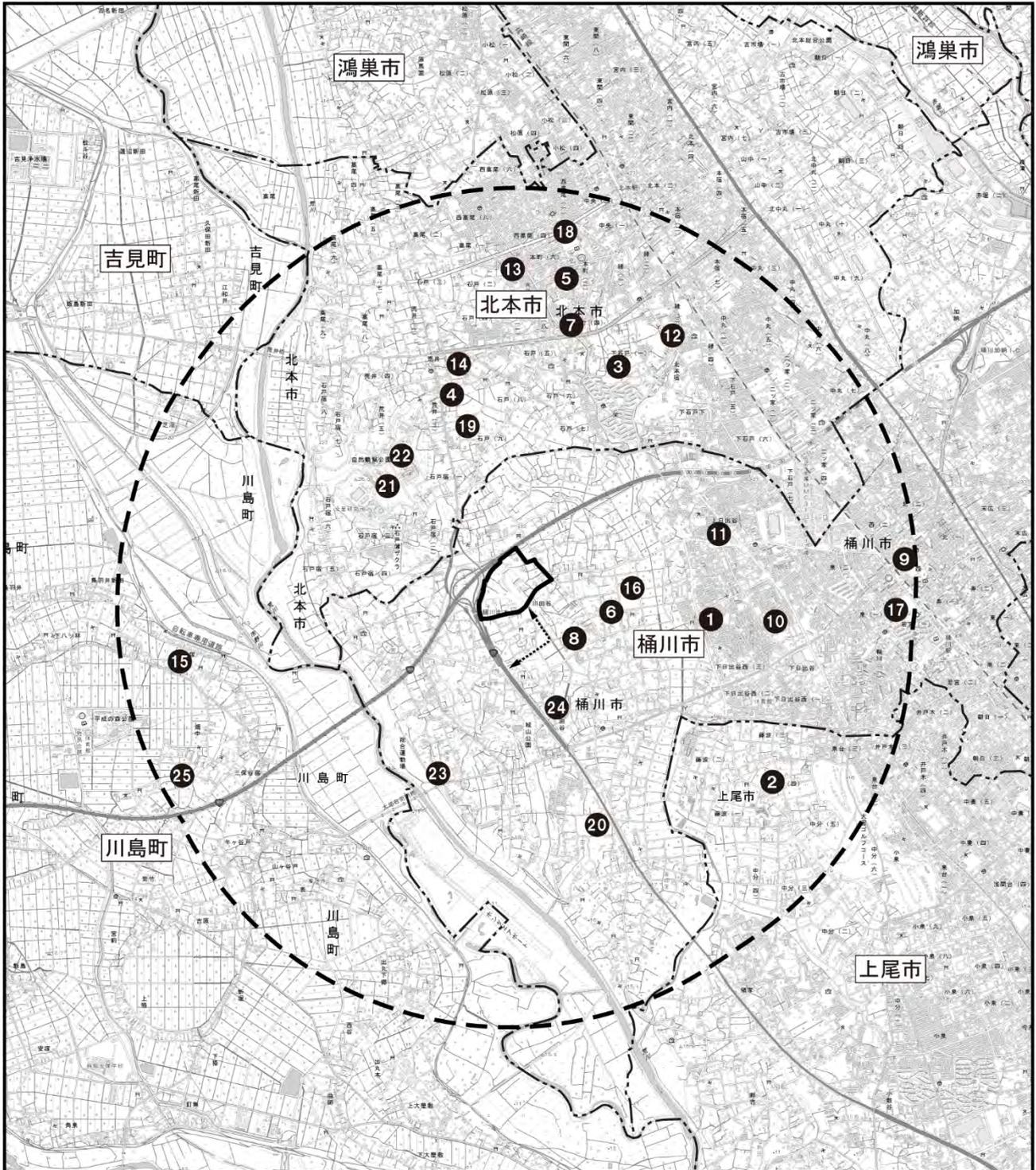
表 5.1-10 (2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

番号	分類	名称	所在地
55	歯科医院	岡本歯科医院	桶川市鴨川 1-21-7
56		うらべ歯科医院	桶川市下日出谷 848-5
57		リリィデンタルクリニック	桶川市泉 1-12-11
58		オオタ歯科医院	桶川市泉 1-8-34
59		エンゼル歯科医院	桶川市泉 1-13-2
60		いのうえ歯科クリニック	桶川市泉 1-7-22
61		くろさわ歯科ベニバナウオーク桶川医院	桶川市下日出谷東 2-15-1
62		日出谷歯科医院	桶川市下日出谷 967-14
63		やなぎはら歯科医院	桶川市下日出谷西 2-1-5
64		医療法人康寧会 立川歯科医院桶川診療所	桶川市西 2-9-37
65		たかだ歯科医院	桶川市泉 1-1-7
66		むらかみ歯科医院	桶川市泉 2-14-40
67		たかはし歯科クリニック北本	北本市二ツ家 2-40
68		医療法人恵仁会 関根歯科医院	北本市本町 3-84
69		佐藤歯科医院	北本市栄 7-1-27
70		医療法人社団友愛会 友愛歯科クリニック	北本市中央 1-63
71		医療法人社団恵安会 ミナミ歯科医院	北本市北本宿 157-9
72		島田歯科医院	北本市本町 6-116
73		医療法人社団 竹間歯科医院	北本市西高尾 1-272-1
74		北本みなみ歯科医院	北本市二ツ家 4-88-1
75		イノデンタルクリニック	北本市荒井 3-371
76		西村歯科医院	北本市西高尾 5-57-5
77		ひろ歯科医院	北本市高尾 1-71-3
78		もとき歯科医院	北本市下石戸 1-428
79		とも歯科医院	北本市二ツ家 3-115
80		岡野歯科医院	北本市本宿 7-172
81		こころっと歯科医院	北本市北本宿 155-3
82		そよ風歯科	比企郡川島町牛ヶ谷戸 67-2

資料：「埼玉県医療機能情報提供システム」（令和4年6月閲覧、埼玉県保健医療部ホームページ）

2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 5.1-3 に示したとおりである。計画地及び周辺においては、東側を南北に通る JR 高崎線に沿って第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等に指定された地域が広がっており、主に低層の住宅が分布している。また、市街化調整区域には農村集落等が点在している。



この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例



計画地

● 環境保全について配慮が特に必要な施設（教育・文化）



アクセス道路



市町界



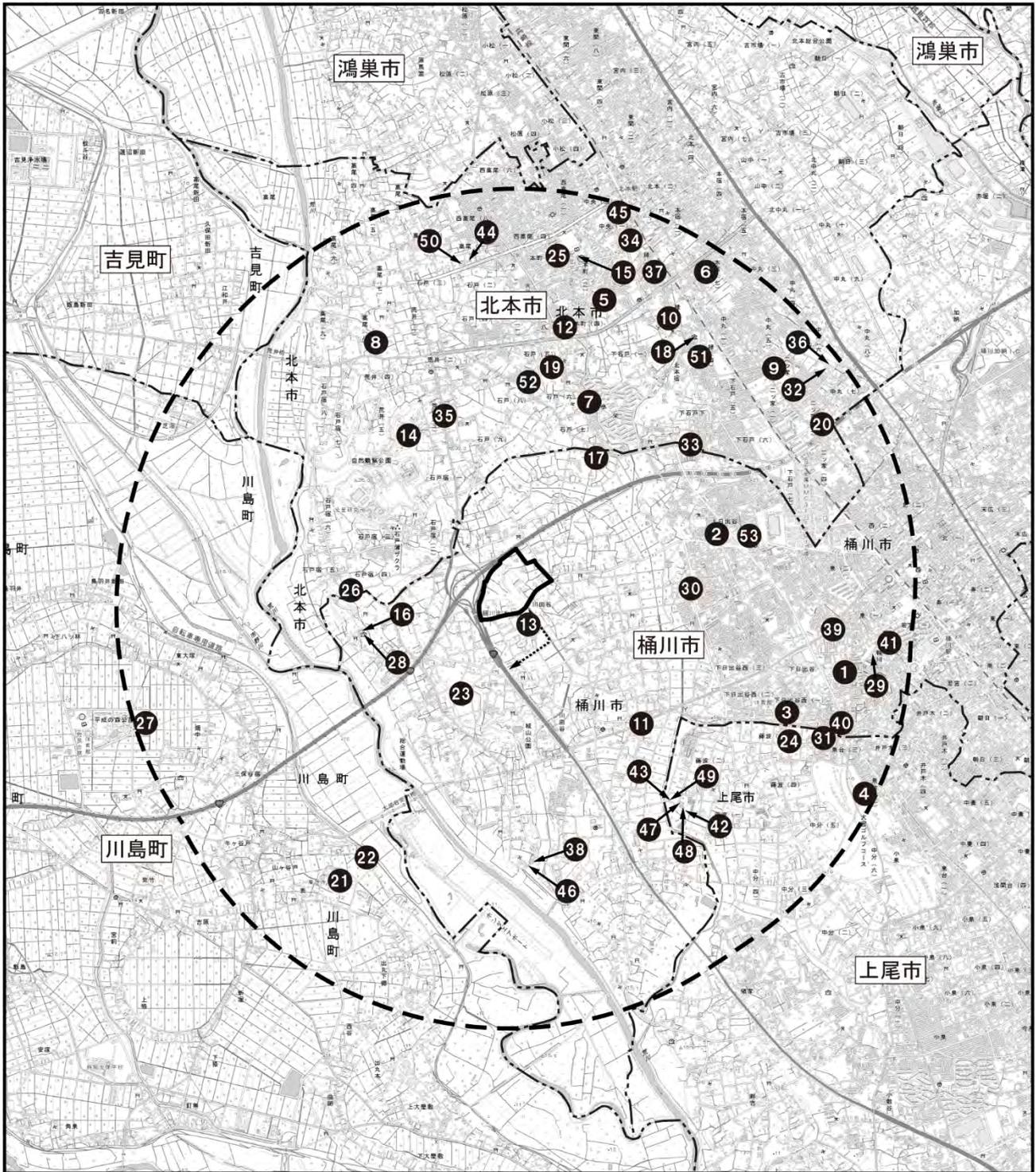
計画地及びアクセス道路の境界から3km

図 5.1-7 環境保全についての配慮が特に必要な施設
(教育・文化)

1:50,000

0 500 1000 1500m





この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡例



計画地



● 環境保全について配慮が特に必要な施設（福祉）



アクセス道路



市町界



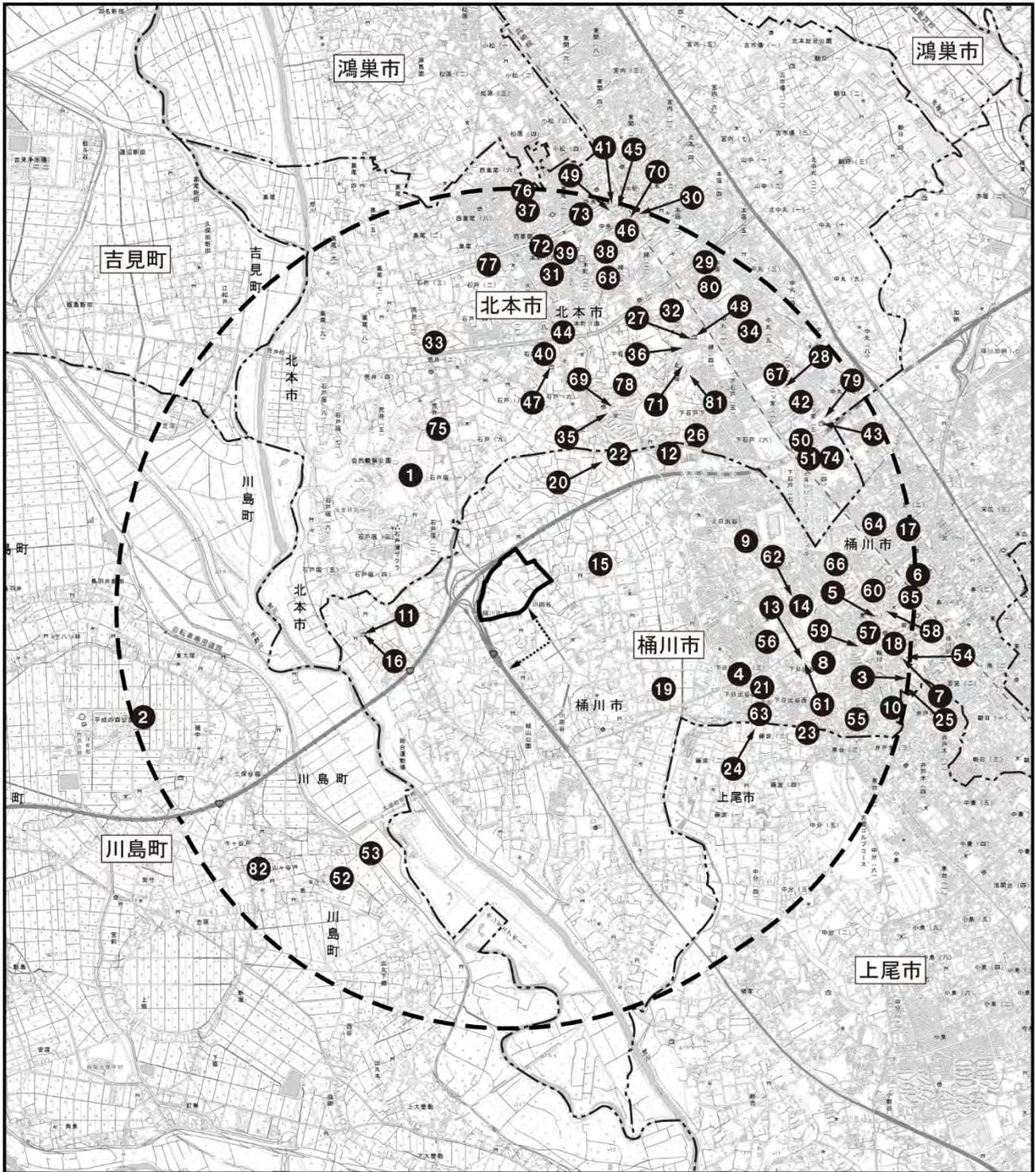
計画地及びアクセス道路
の境界から3km

図 5.1-8 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

1 : 50,000

0 500 1000 1500m





この地図は「電子地形図25000」（令和4年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

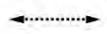
凡例



計画地



● 環境保全について配慮が特に必要な施設（医療）



アクセス道路



市町界



計画地及びアクセス道路の境界から3km

図 5.1-9 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

1 : 50,000

0 500 1000 1500m



(6) 下水道、し尿及びごみ処理施設の整備状況

1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 5.1-11 に示すとおりである。

計画地が位置する桶川市の下水道普及率は、81.6%となっている。なお、計画地は公共下水道の供用開始区域には含まれていない。

表 5.1-11 公共下水道整備状況 (令和2年度末)

市町	区分	行政人口 (A) (人)	処理人口 (B) (人)	普及率 (B)/(A) (%)
桶川市	荒川左岸北部流域下水道	75,174	61,318	81.6
鴻巣市		117,895	92,009	78.0
上尾市	荒川左岸南部流域下水道	229,729	192,048	83.6
北本市	荒川左岸北部流域下水道	65,920	49,083	74.5
川島町	荒川右岸流域下水道	19,622	10,011	51.0
吉見町		18,521	5,228	28.2

備考：行政人口は、令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口

吉見町は、特定環境保全公共下水道分を含む。

資料：「公共下水道整備状況一覧表」(令和4年2月閲覧、埼玉県ホームページ)

2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 5.1-12 に、計画地が位置する桶川市のし尿処理量の推移は表 5.1-13 に示すとおりである。

桶川市では、令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は 6,606kL となっている。

また、桶川市の平成27年度～令和元年度のし尿処理量の推移をみると、平成28年度以降は減少傾向で推移している。

なお、桶川市のし尿処理施設である桶川市環境センターは、図 5.1-10 に示すとおり、計画地の東北東約 6.5km に位置している。

表 5.1-12 関係市町のし尿処理量 (令和元年度)

市町	くみ取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	くみ取りし尿 処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	浄化槽汚泥 処理量 (kL)	
桶川市	540	265	17,804	6,341	6,606
鴻巣市	1,060	1,487	30,169	11,019	12,506
上尾市	756	864	38,554	15,437	16,301
北本市	190	350	13,050	4,741	5,091
川島町	222	235	9,775	5,566	5,801
吉見町	400	608	14,580	5,320	5,928

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1-13 桶川市のし尿処理量の推移

年度	収集量合計 (kL)	年間処理量 (kL)		
		し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合計
平成 27 年度	7,839	718	7,121	7,839
平成 28 年度	7,910	443	7,467	7,910
平成 29 年度	7,729	377	7,352	7,729
平成 30 年度	6,876	269	6,607	6,876
令和元年度	6,606	265	6,341	6,606

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績～令和元年度実績）」（平成 29 年 5 月～令和 3 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

3) ごみ処理

関係市町のごみ処理量は表 5.1-14 に、計画地が位置する桶川市のごみ処理量の推移は表 5.1-15 に示すとおりである。

桶川市では、令和元年度の事業系及び生活系のごみ処理量の合計は 19,768 t となっている。

また、桶川市の平成 27 年度～令和元年度のごみ処理量の推移をみると、平成 27 年度以降は減少傾向にあり、1 人 1 日あたりの排出量も減少傾向で推移している。

なお、桶川市のごみ処理施設は、桶川市環境センターに設置されていたが、老朽化に伴い平成 31 年 3 月で稼働を停止している。令和 2 年現在、桶川市の「燃やせるごみ」は、4 公共団体（蓮田白岡衛生組合、さいたま市、ふじみ野市、川島町）での受け入れ及び 3 民間処理施設への委託により処理されている。

表 5.1-14 関係市町のごみ排出量（令和元年度）

単位：t

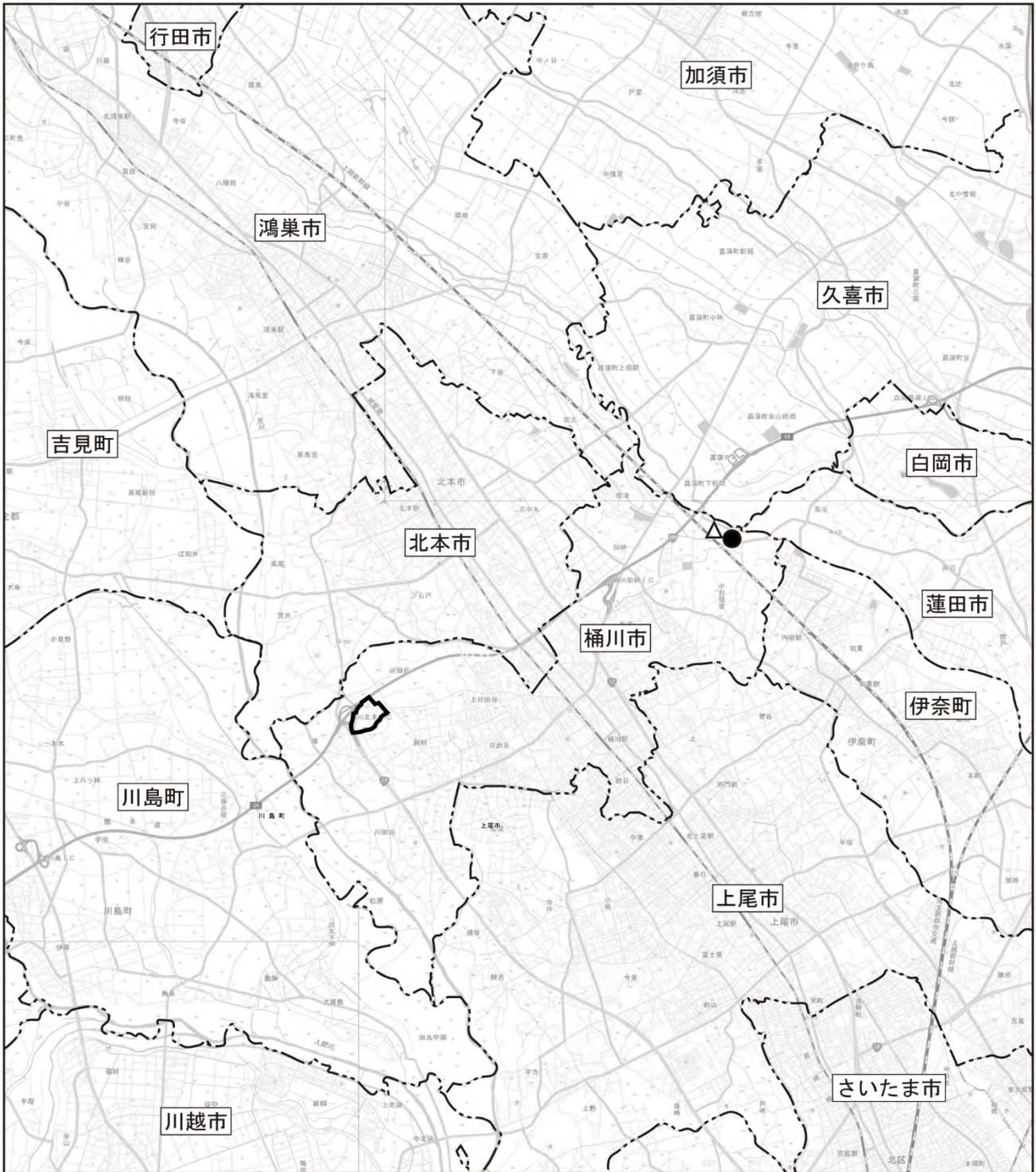
市町	事業系	生活系			集団回収量	合計
		資源ごみ量	家庭系ごみ量			
桶川市	2,980	16,788	5,028	11,760	0	19,768
鴻巣市	7,080	27,767	5,222	22,545	743	35,590
上尾市	8,337	52,444	4,822	47,622	5,355	66,136
北本市	3,735	15,301	2,836	12,465	0	19,036
川島町	1,489	5,175	1,661	3,514	287	6,951
吉見町	1,155	4,404	926	3,478	224	5,783

資料：「一般廃棄物処理事業の概況～令和元年度実績～」（令和 3 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 5.1-15 桶川市のごみ排出量の推移

年度	計画収集 人口 (人)	ごみ排出量				一人一日あたりの排出量 (g)
		事業系 (t)	生活系 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	
平成 27 年度	74,978	4,458	17,564	0	22,022	802
平成 28 年度	75,250	3,888	17,315	0	21,203	772
平成 29 年度	75,234	3,526	17,061	0	20,587	750
平成 30 年度	75,387	3,304	17,243	0	20,547	747
令和元年度	75,367	2,980	16,788	0	19,768	717

資料：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績～令和元年度実績）」（平成 29 年 5 月～令和 3 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

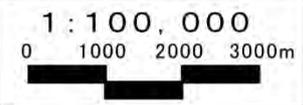


この地図は「地理院地図」（令和4年3月閲覧、国土地理院ホームページ）を使用して作成したものである。

凡例

- 計画地
- 市町界
- し尿処理施設
- 旧ごみ焼却施設

図 5.1-10 桶川市のし尿処理施設及び旧ごみ処理施設



(7) 法令等による指定及び規制等の状況

1) 大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月、法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表5.1-16に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月、法律第105号)に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表5.1-17に示すとおりである。

表 5.1-16 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価>
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> (短期基準) 長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 (長期基準) 測定結果の1年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価>
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

資料:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号)

表 5.1-17 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

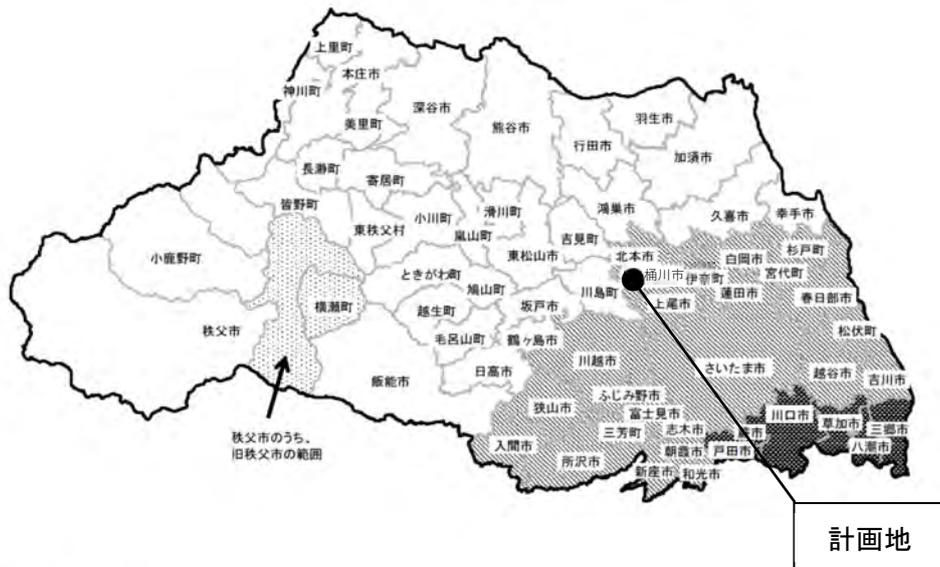
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

7) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」（昭和43年6月、法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号）に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図5.1-11に示すとおりである。計画地は26号地域に該当するため、K値14.5が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では27号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



根拠法令 項目 地域	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条例第50条 新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

図 5.1-11 硫黄酸化物に係るK値規制図

イ) ばいじん

本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 5.1-18 に示すとおりである。

表 5.1-18 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の 種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (O _n %)	一般排出 基準 (g/m ³ N)	備考	
					一般排出基準 (g/m ³ N)	O _n の扱い
ボイ ラー	ガス専焼ボイ ラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼及び 液体・ガス混 焼ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 0s
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置 された施設及び 非常用施設は当 分の間適用を猶 予する	—

備考：既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

標準酸素濃度が 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 30 年 12 月、埼玉県環境部大気環境課）

り) 窒素酸化物

ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 5.1-19 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表 5.1-19 「大気汚染防止法」等に基づく窒素酸化物の排出基準（抜粋）

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (0n%)	排出基準 ^{注4} (ppm)	指導基準 ^{注5} (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	—
		10～50		100	—
		4～10		100	—
		1～4		100	—
		1 未満		150	—
	排煙脱硫装置付 ^{注1} 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー ^{注2} (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
ガスター ビン ^{注3}	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20

注1) 昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置をつけたもの（排ガス量が1万m³N/h未満のものについては、昭和52年9月10日以前）。

注2) 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排ガス量が5,000m³N/h未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。

注3) 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注4) 排出基準については、ボイラーは昭和52年9月10日以降、ガスタービンは平成3年2月1日以降に設置のものについての数値。

注5) 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス5,000m³N/h以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

資料：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

1) 揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は、表 5.1-20 に示すとおりである。

表 5.1-20 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

VOC 排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装 及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上	木材・木製品 (家具を含む) の製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミ ネート容器包装、粘着テープ・粘着シ ートまたは剥離紙の製造における接 着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木 製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾 燥施設	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供す る乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する 面の面積が 5m ² 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパス カルを超える揮発性有機化合物の貯 蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部 浮屋根式を含む。)) のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上	新設 全て : 60,000ppmC
			既設 2,000kL 以上 : 60,000ppmC 2,000kL 未満 : 当分の間猶予

備考 : 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。

「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。

「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。

「乾燥施設」は VOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるもの。

既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設 (設置の工事が着手されているものを含む)。

ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

資料 : 「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物 (VOC) 炭化水素類関係」 (平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大气環境課)

わ) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 5.1-21 に示すとおりである。

表 5.1-21 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	指定炭化水素類発生施設の種類	規制対象規模	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が500kL以上のもの）	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kL以上となる事業所に設置されているもの）	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kL以上となる事業所に設置されているもの）	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む。）を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180kL以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	<p>物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※</p> <p>炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象</p> <p>※規則で定める施設（規則第30条第2項、規則別表第3）</p> <p>①塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>②印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>③接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設）</p> <p>④その他の施設（洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの）</p>	<p>1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設</p> <p>・規制基準：イ、ロまたはハ（いずれかを選択することができる）</p> <p>2 1を除く使用施設</p> <p>・規制基準：イまたはロ（いずれかを選択することができる）</p> <p>【規制基準】</p> <p>イ 使用施設を設置する工場または事業場におけるAの値が30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料の年間使用量 (kg)}} \times 100$</p> <p>ロ 使用工場等における次の式により算定されるBの値が50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量 (kg)}} \times 100$</p> <p>ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。</p>

備考：「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

資料：「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」（平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課）

(イ) 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車 NOx・PM 法」という。)(平成 4 年 6 月、法律第 70 号)に基づき、埼玉県では 61 市町村が自動車 NOx・PM 法対策地域に指定されており、桶川市についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 5.1-12 に示すとおりである。

「自動車 NOx・PM 法」により、対策地域内において表 5.1-22 に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている(県外から流入するディーゼル車も対象)。埼玉県の粒子状物質排出基準は表 5.1-23 に示すとおりである。



資料:「《参考》自動車 NOx・PM 法の車種規制の概要」(令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県環境部ホームページ)

図 5.1-12 自動車 NOx・PM 法対策地域

表 5.1-22 自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	NOx : 0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NOx : 0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NOx : 5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t 超	NOx : 5.9g/kWh (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)

資料：「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 9 月、環境省)

表 5.1-23 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・特種自動車(ディーゼル乗用車、乗用車をベースに改造した特種自動車は対象外)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
		2.5t 超	0.18g/kWh

備考：初度登録の日から 7 年間は、規制を適用しない。

資料：「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」(令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県環境部ホームページ)

2) 水質

① 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月、環境庁告示第59号）のうち、人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準は表5.1-24に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）に係る環境基準は表5.1-25に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月、環境庁告示第10号）は表5.1-26に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準（平成11年12月、環境庁告示第68号）は、表5.1-27に示すとおりである。

表 5.1-24 人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 備考 1 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 5.1-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 5.1-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 5.1-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月、環境庁告示第 10 号）

表 5.1-27 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

備考：水底の底質を除く。

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和45年12月、法律第138号)に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」(昭和46年10月、埼玉県条例第61号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場及び事業場からの公共用水域への排出の排水基準は、表5.1-28に示すとおりである。

表 5.1-28 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排水基準 (mg/L)	項目	排水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物 注1	カドミウム 0.03	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	シアン 1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1	1,1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	鉛 1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	砒素 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界 0.0005)	チラウム	0.06
ポリ塩化ビフェニル	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	セレン 0.1
		ほう素及びその化合物 注1	ほう素 10
		ふっ素及びその化合物 注1注2	ふっ素 8
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 注1	100 注3
		1,4-ジオキサン	0.5

注1) 一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注2) 一部の業種について、上乘せ条例による暫定基準が適用される。

注3) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

資料:「工場・事業場等排水の水質規制」(令和3年9月、埼玉県環境部)

3) 騒音

① 環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）は、表 5.1-29 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 5.1-29 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55dB 以下	45dB 以下
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
		C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)		屋外	70dB 以下	65dB 以下
		窓を閉めた屋内 ^注	45dB 以下	40dB 以下

注) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20m

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

計画地の位置する桶川市は、「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定建設作業の騒音に係る規制基準は、表5.1-30に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 5.1-30 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業 禁止 時間	最大 作業 時間	最大 作業 日数	作業 禁止 日
区域区分							
1号 区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、その原動機の出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	85	午後7時～午前7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
	2号 区域	工業地域 工業専用地域		6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業。	午後10時～午前6時		

備考：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

資料：「建設業のみなさまへ(特定建設作業の騒音・振動規制)」(平成30年10月、埼玉県環境部)

(イ) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

計画地の位置する桶川市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1-31 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b 区域の基準が適用される。

表 5.1-31 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

備考：() 内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

資料：「令和 3 年版埼玉県環境白書」(令和 3 年 12 月、埼玉県)

(ウ) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

計画地の位置する桶川市は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定工場等の騒音に係る規制基準は、表 5.1-32 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。

表 5.1-32 「騒音規制法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく

特定工場等に係る騒音の規制基準

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	朝・夕 (午前 6 時～午前 8 時・ 午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 翌朝の午前 6 時)
第 1 種区域	50db	45dB	45dB
第 2 種区域	55db	50dB	45dB
第 3 種区域	65db	60dB	50dB
第 4 種区域	70db	65dB	60dB

備考：第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域（一部地域）

学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

資料：「事業者のみなさまへ（工場・事業場等の騒音・振動規制）」(平成 30 年 10 月、埼玉県環境部)

4) 振動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

(ア) 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

計画地の位置する桶川市は、「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号)に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定建設作業の振動に係る規制基準は、表 5.1-33 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 5.1-33 「振動規制法」に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業 禁止 時間	最大 作業 時間	最大 作業 日数	作業 禁止 日
区域区分							
1号 区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	1 くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 4 ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	75	午後7時～午前7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
	2号 区域			工業地域 工業専用地域	午後10時～午前6時		

備考：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

資料：「建設業のみなさまへ(特定建設作業の騒音・振動規制)」(平成30年10月、埼玉県環境部)

(イ) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

計画地の位置する桶川市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1-34 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。

表 5.1-34 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～ 午前 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65dB	60dB
	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB

資料：「令和元年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和 4 年 2 月、埼玉県環境部)

(ウ) 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

計画地の位置する桶川市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定地域とされている。指定地域内での特定工場等の振動に係る規制基準は、表 5.1-35 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。

表 5.1-35 「振動規制法」・「埼玉県生活環境保全条例」に基づく

特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～ 午前 8 時)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

備考：第 1 種区域、第 2 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外（一部地域）

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

資料：「事業者のみなさまへ（工場・事業場等の騒音・振動規制）」(平成 30 年 10 月、埼玉県環境部)

5) 土壌汚染

① 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 5.1-36 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1-37 に示すとおりである。

表 5.1-36 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

表 5.1-37 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/L 以下

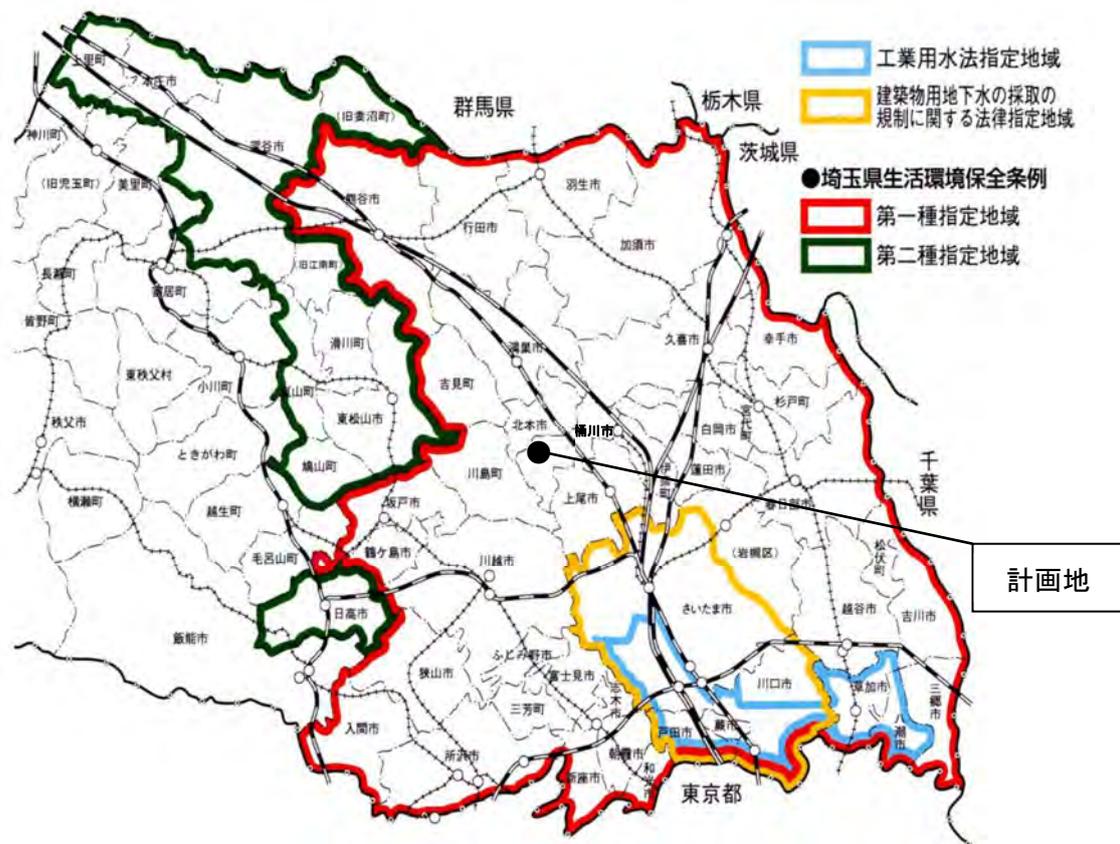
資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する桶川市は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月、法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月、法律第 100 号）の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。桶川市は、図 5.1-13 に示すとおり第一種指定地域に指定されている。



資料：「地下水採取の規制」（平成 31 年 2 月、埼玉県環境部）

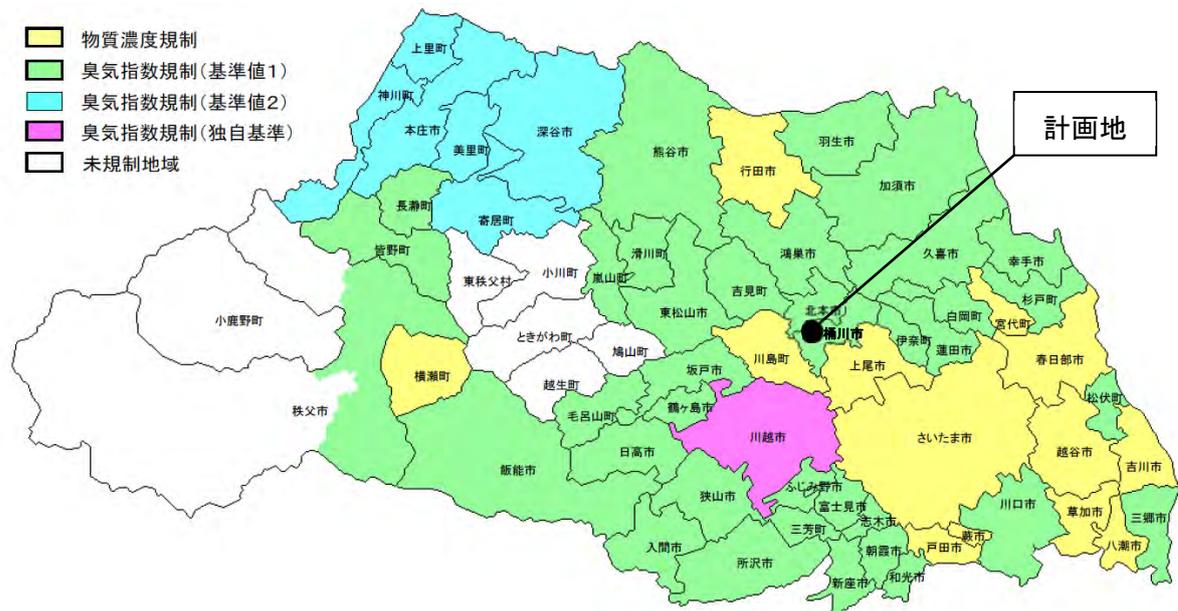
図 5.1-13 地下水採取規制地域

7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

計画地の位置する桶川市は、図 5.1-14 に示すとおり「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月、法律第 91 号)に基づく臭気指数規制(基準値 1)の規制地域に指定されている。規制基準は、表 5.1-38 に示すとおりである。計画地は農業振興地域に含まれていることから、B 区域の基準が適用される。また、関係市町である鴻巣市、北本市及び吉見町は桶川市と同様に臭気指数規制(基準値 1)地域、上尾市及び川島町は物質濃度規制地域に指定されている。

なお、桶川市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域には指定されていない。



資料：「悪臭防止法(臭気指数規制)について」(令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 5.1-14 悪臭防止法規制地域

表 5.1-38 「悪臭防止法」に基づく規制基準

区域区分	基準値 1	煙突等の排出口における規制基準	排出水中の規制基準
A 区域 (B、C 区域を除く区域)	臭気指数 15	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出
B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18		
C 区域 (工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18		

注 1) 臭気指数：臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値

注 2) 臭気濃度：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数

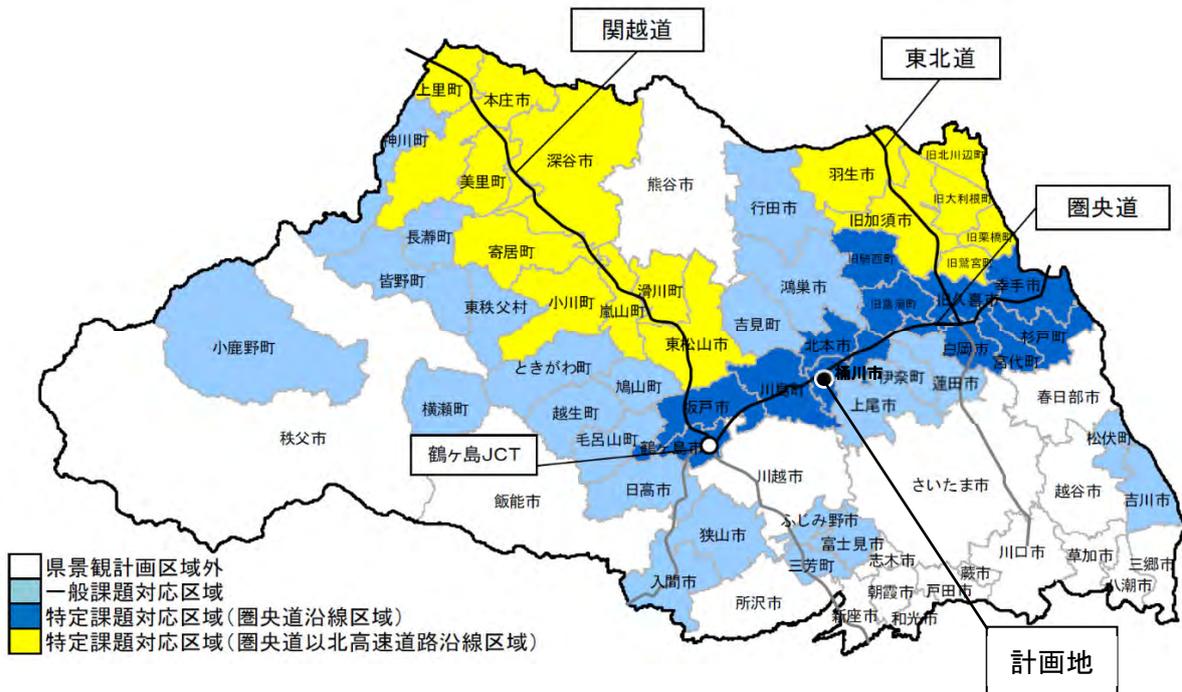
資料：「悪臭防止法(臭気指数規制)について」(令和 4 年 3 月閲覧、埼玉県ホームページ)

8) 景観

埼玉県では、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づき、地域の特徴を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」（平成 19 年 7 月、埼玉県条例第 46 号）を制定し、「埼玉県景観計画」を策定している。

「埼玉県景観計画」では、図 5.1-15 に示すとおり埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。計画地は、特定課題対応区域（圏央道沿線区域）に指定されている。

景観計画区域内においては、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為については届出が必要となる。届出の際は、外観の色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



資料：「景観法に基づく届出について」（令和 4 年 4 月閲覧、埼玉県ホームページ）

図 5.1-15 景観計画区域

9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめに、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしている。計画期間は、令和 3 年度～令和 7 年度までの 5 年間としている。

桶川市では、平成 31 年 3 月に「桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定している。この計画は、市が一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本的な計画で、廃棄物処理法に基づき、ごみの発生量及び処理量の見込みや排出抑制のための方策などを定めている。計画期間は、平成 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間としている。

10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月、法律第 117 号）において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、令和 3 年 10 月には「地球温暖化対策計画」が改訂され、2030 年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すため、目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いている。この中で、運輸部門においては、2030 年度における温室効果ガスの排出量を、従来の目標である 27%削減から上方修正して、35%削減（2013 年度比）を目指すこととしている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成 21 年 3 月、条例第 9 号）を制定している。また、令和 2 年 3 月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を策定し、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標（2013 年度比 26%削減）を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

11) 自然関係法令等

計画地及び周辺における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 5.1-39 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月、法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域等に指定されている。

表 5.1-39 計画地及び周辺の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無 ^{注)}		関係法令等	
		計画地	周辺		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	○	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域（銃）		○	○		
特定猟法禁止区域（鉛散弾）		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○	河川法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
土地利用	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画民有林	×	○	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	桶川市文化財保護条例	
		×	×	上尾市文化財保護条例	
		×	○	北本市文化財保護条例	
		×	×	川島町文化財保護条例	
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	

注) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。